

## 仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

## 1 改正の理由

「国民健康保険法施行令」の改正を考慮し、保険料に係る所得割額算定の特例を定めるもの。

## 2 改正の概要

世帯主と同一の世帯に属する被保険者が、19歳未満の者であり、同年の合計所得金額が38万円以下である場合、世帯主の市県民税額から以下の調整控除額を控除した後、料率を乗じて保険料の所得割額を算出する。

	16歳未満	16歳以上19歳未満
基本控除額 (A)	33,000円	12,000円
住民税調整控除額 (B)	2,500円	6,500円
1人あたり調整控除額 (A) + (B)	35,500円	18,500円

## 3 施行日等

平成24年4月1日から施行し、平成24年度の保険料から適用する。